

別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金 よくあるお問い合わせ

補助対象者について

Q:本店所在地は別府市外だが、別府市内に支店があります。補助対象となりますか。

A:対象外です。別府市内に本店を置く中小企業者が対象となります。

Q:個人事業主も対象になりますか。

A:補助対象者の要件を満たす別府市内に主たる事業所を置く個人事業主は対象です。

Q:申請者(事業主体)は別府市内に本店を置く企業だが、県外の企業と連携した事業での申請は可能でしょうか。

A:申請者(事業主体)が補助対象者としての要件を満たしていれば可能です。

Q:一般社団法人や NPO 法人は対象となりますか。

A:対象外です。中小企業基本法第2条第1項に規定する会社または個人が対象となります。

新湯治・ウェルネスの取組について

Q:別府市が推進する新湯治・ウェルネスの取組とは、具体的にどのような取組ですか。

A:医療・美容・健康をテーマに、温泉効能の科学的根拠を示し、自然、食、文化などの様々な地域資源と組み合わせることにより、心身の健康増進及び長期滞在型観光の確立を目指す取組です。

(参考)

<https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/wellness/index.html>

別府市が提示する温泉効能の科学的根拠について

Q:別府市が提示する温泉効能の科学的根拠は、どこで確認できますか。

A:別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金ページ内「温泉効能の科学的根拠(令和7年5月26日時点)」をご確認ください。

(参考)

<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sangyou/wellness/soushutusen/kounou.pdf>

Q:温泉効能の科学的根拠を活用した事業を創出するにあたり、注意すべき点や禁止事項はありますか。

A:温泉効能の科学的根拠の表記・口頭説明時は「温泉効能の科学的根拠(令和7年5月26日時点)」内の使用注意事項を厳守してください。

温泉効能の科学的根拠は、使用注意事項の方法に基づく結果です。

事業において、その方法(例:1週間連続して20分前後入浴する)が取れない場合は、体験版である旨を利用者へご説明ください。

補助対象経費・補助対象期間について

Q:国や県の他の補助金や助成金との併用は可能ですか。

A:国、県、市その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、補助対象経費から除きます。

Q:申請以前に支払った経費も対象になりますか。

A:申請前に発注、契約、購入、支払い(前払いを含む)等を実施した場合は対象外となります。

事業計画書について

Q:事業計画書のレイアウトやデザインの変更は可能ですか。

A:1~2ページ目は変更不可です。3ページ目以降はA4サイズ(横)で記載する項目が変わらなければ、レイアウト・デザインの変更は可能です。

Q:スライド枚数を増やしてもよいですか。

A:問題ございません。ただし、審査会では事業計画書に基づく5分間のプレゼンテーションを実施していただきます。そのことも考慮のうえ、作成してください。

Q:事業計画に記載する収支予定は、どこまでの範囲で記載すればよいでしょうか。

A:本補助金を活用して実施する事業にかかる範囲で記載してください。

その他

Q:補助金はいつ頃支払われますか。

A:交付決定、実績報告書等を提出後に請求していただき、補助金のお支払いとなります。事前交付はいたしません。